

直系尊属からの教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度

POINT

父母や祖父母から教育資金の一括贈与を受けた場合に、贈与金額1,500万円まで贈与税を非課税とする制度です。

1 概要

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合において一定の要件を満たすときは、贈与を受けた金銭等のうち最大1,500万円まで、贈与税を非課税とする制度です。

なお、扶養義務者から行なわれる贈与で、教育費として通常必要と認められる金額を、必要な都度直接これらに充てる場合は、贈与税は非課税です [P.332](#)、[P.347](#)。

2 適用要件等

①教育資金の一括贈与の適用要件

主な適用要件は次のとおりです。

贈与者	父母、祖父母等の直系尊属
受贈者	30歳未満である子、孫、ひ孫等の直系卑属（贈与の年の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合を除く）
贈与財産	教育資金に充てる金銭等（MRF又はMMFを含む）
非課税限度額	受贈者一人につき1,500万円（そのうち、学校等以外の者に支払われるものについては、500万円）
期間	2013年4月1日から2026年3月31日までの間に行われる贈与
申告	受贈者は「教育資金非課税申告書」を、金融機関を経由して所轄税務署長に提出する なお、提出する上記申告書には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要
領収書の提出	受贈者は、教育資金に使った領収書等を金融機関に提出する 領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、領収書等に代えて教育資金の内訳などを記載した明細書を提出することができる また、インターネットなどを利用した方法でも提出が可能。ただし、金融機関によっては対応していない場合もあるため、詳しくは金融機関にお問い合わせください

②学校等の範囲

学校等とは、主に次のものをいいます。

学校教育法上の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学（院）、専修学校、各種学校		
外国の 教育施設	外国に あるもの	その国の学校教育制度に位置付けられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
	国内に あるもの	インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学
認定こども園または保育所など		

③教育資金の範囲

教育資金とは、次のものをいいます。

- ・学校等に対して直接支払われる次のような金銭

①	入学金、授業料、入園料、保育料（一定の認可外保育施設に支払われるものを含む。）、施設設備費または入学（園）試験の検定料など
②	学用品費、修学旅行費、学校給食費など、学校等における教育に伴って必要な費用など

- ・学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

(イ)役務提供または指導を行う者に直接支払われるもの

③	教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
④	スポーツ（水泳、野球など）または文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
⑤	③の役務提供または④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

※23歳以上の受贈者に支払われる教育資金については、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費以外は適用できません。

(ロ)(イ)以外（物品の販売店など）に支払われるもの

⑥	②に充てるための金銭であって、学生等の全部または大部分が支払うべきものと学校等が必要と認めたもの
⑦	通学定期券代
⑧	留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費

3 相続税・贈与税の取扱い

①受贈者が30歳になる前に贈与者が亡くなった場合の取扱い

贈与者が教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合において、その時点における教育資金に使わなかった残額がある場合には、その死亡の日において次のいずれの要件も満たさないときは、その金額を受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。また、その場合における相続税の計算上、受贈者が2割加算の対象となる孫等である場合には、その残額に対応する相続税について2割加算の対象となります。

なお、令和5年4月1日以降に契約した教育資金管理契約に係る残額については、贈与者の相続税の課税価格が5億円を超える場合には、下記の要件に関わらず、その残額を受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。

〈要件〉

- ・受贈者が23歳未満である場合
- ・受贈者が学校等に在学している場合
- ・受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

②受贈者が30歳になった場合

受贈者が30歳になった場合において、教育資金に使わなかった残額があるときは、その30歳になった時点で、その残額が贈与者から受贈者に贈与されたものとして特例税率による贈与税が課せられます。(令和5年4月1日以降に契約した教育資金管理契約に係る残額については、一般税率による贈与税が課せられます。)なお、受贈者が30歳に達した日において、学校等に在学している場合または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合には、残額に対する贈与税課税は最長で40歳に達する日まで延長されます。

③受贈者が30歳になる前に亡くなった場合

受贈者が30歳になる前に亡くなった場合には、その時点で教育資金に使わなかった残額について贈与税が課税されることはありませんが、その残額は、その受贈者が残した相続財産となります。

4 結婚・子育て資金の一括贈与との併用

「直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」**P.345**との併用が可能です。ただし、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることはできません。また、本措置において非課税対象となる費用について、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税措置と重複する部分がありますが、重複して払い出すことはできません。

直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度

POINT

父母や祖父母から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合に、贈与金額1,000万円まで贈与税を非課税とする制度です。

1 概要

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合において一定の要件を満たすときは、贈与を受けた金銭等のうち最大1,000万円まで、贈与税を非課税とする制度です。

なお、扶養義務者から行われる贈与で、生活費（治療費や養育費を含む）として通常必要と認められる金額を、必要な都度直接これらに充てる場合は、贈与税は非課税です **P.332**

P.347。

2 適用要件等

①結婚・子育て資金の一括贈与の適用要件

主な適用要件は次のとおりです。

贈与者	父母、祖父母等の直系尊属
受贈者	18歳（※）以上50歳未満である子、孫、ひ孫等の直系卑属（贈与の年の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合を除く）
贈与財産	結婚・子育て資金に充てる金銭等（MRF又はMMFを含む）
非課税限度額	受贈者一人につき1,000万円（そのうち、結婚に際して支出する金銭については、300万円）
期間	2015年4月1日から2025年3月31日までの間に行われる贈与
申告	受贈者は「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関を経由して所轄税務署長に提出する なお、提出する上記申告書には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要
領収書の提出	受贈者は、結婚・子育て資金に使った領収書等を金融機関に提出する

※2022年3月31日以前は20歳

②結婚・子育て資金の範囲

結婚・子育て資金とは、次のものをいいます。

・結婚に際して支出する次のような金銭（300万円を限度）

①	挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の一年前の日以後に支払われるもの）
②	家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）

・妊娠、出産または育児に要する次のような金銭

③	不妊治療・妊婦健診に要する費用
④	分べん費等・産後ケアに要する費用
⑤	受贈者の子（小学校就学前）の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

3 相続税・贈与税の取扱い

①受贈者が50歳になる前に贈与者が亡くなった場合

受贈者が50歳になる前に贈与者が亡くなった場合において、その時点で結婚・子育て資金に使わなかった残額があるとき（金融機関に提出した結婚・子育て資金の領収書の金額の合計額が贈与金額に満たなかったとき）は、その残額は受贈者が贈与者から相続により取得したものとみなされ相続税の対象となります。その場合における相続税の計算上、受贈者が2割加算の対象となる孫等である場合には、その残額に対応する相続税については2割加算の対象となります。

②受贈者が50歳になった場合

受贈者が50歳になった場合において、結婚・子育て資金に使わなかった残額があるときは、50歳になった時点で、その残額が贈与者から受贈者に贈与されたものとして特例税率による贈与税が課せられます。（令和5年4月1日以降に契約した結婚・子育て資金管理契約に係る残額については、一般税率による贈与税が課せられます。）

③受贈者が50歳になる前に亡くなった場合

受贈者が50歳になる前に亡くなった場合には、その時点で結婚・子育て資金に使わなかった残額について贈与税が課税されることはありませんが、その残額は、その受贈者が残した相続財産となります。

4 教育資金の一括贈与との併用

「直系尊属からの教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」**P.342** との併用が可能です。ただし、教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることはできません。また、子の育児にかかる費用について、教育資金贈与の特例と重複する部分がありますが、重複して払い出すことはできません。

FAQ

生活費・教育費等の資金負担(贈与)と贈与税

Q

生活費・教育費は贈与税の対象でしょうか。

A

扶養義務者から行われる贈与で、「通常必要と認められる生活費・教育費」に充てるために行われる贈与は、贈与税の対象外です。

1 基本的な考え方

「生活費」とはその人が通常の日常生活を送るために必要な費用(教育費を除きます)をいい、治療費や養育費等(保険金等で補填される金額を除きます)も生活費に含まれます。また、「教育費」は、被扶養者(子や孫)の教育上通常必要と認められる学資・教材費・文具費等をいい、義務教育費に限られません。

なお、「通常必要と認められるもの」については、贈与を受けた人の需要と贈与をした人の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産とされており、個々人の事情によって異なります。

2 生活費や教育費であっても、数年分まとめると、贈与税の対象

生活費や教育費として必要な場合であっても、数年分まとめて渡した場合は贈与税の対象となります。贈与税の対象とならない生活費や教育費は、「必要な金額を必要な都度直接これらに充てる場合」です。数年分まとめて渡し、その財産が預貯金や株式、家屋の購入資金等に充てられた場合は、贈与税の対象となります。

ただし、教育費については、「直系尊属からの教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」[P.342](#) が設けられています。

3 結婚費用

結婚式の費用について、その費用を誰が負担するか（子（新郎・新婦）なのか、親（両家）なのか）は、その結婚式の内容、招待客との関係、地域の慣習等の事情に応じて、本来費用負担すべき人が負担していれば、そもそも贈与には当たりません。

また、新婚生活のために、親が家具などを贈与（購入資金を贈与）した場合、それらが結婚後の通常の日常生活のために必要な家具等である場合には贈与税の対象となりません。

ただし、贈与を受けた金銭が預貯金や株式、家屋の購入資金などに充てられた場合は、贈与税の対象となります。

なお、結婚費用については、「直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」[P.345](#) が設けられています。

4 出産費用

前述のように、贈与税の対象とならない「生活費」には、「治療費」も含まれますので、子の出産に要する費用で、検査・検診・分娩・入院などの費用を親が負担した場合も贈与税の対象とはなりません。ただし、保険金等で補填される金額を除きます。

また、新生児のための寝具・ベビー用品などの購入資金も、新生児の通常の日常生活のために必要なものについては、贈与税の対象外です。

なお、出産費用については、「直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」[P.345](#) が設けられています。

5 家賃負担

家賃については、子が自らの資力によって居住する賃貸住宅の家賃を負担し得ないなどの事情を勘案して、社会通念上適当と認められる範囲の家賃を親が負担している場合は贈与税の対象とはなりません。

よって、大学生の子が下宿するアパートの家賃を親が払っている場合には贈与税の対象とはなりませんが、例えば、資産家の子で高額収入を得ている人が、豪華マンションの高額家賃を親に払ってもらっている場合には、社会通念上適当と認められず、贈与税の対象となる可能性があります。

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税制度

POINT

2026年12月31日までに父母や祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、最大1,000万円まで贈与税を非課税とする制度です。

1 概要

2026年12月31日までに直系尊属から現金贈与を受けて、自宅不動産の新築や購入や増改築等を行い、一定の要件を満たす場合には、贈与金額のうち最大1,000万円まで贈与税が非課税となります。

2 適用要件

主な適用要件は次のとおりです。

贈与者	父母、祖父母等の直系尊属
受贈者	子、孫等の直系卑属 ・ 18歳（※1）以上（贈与を受けた年の1月1日時点） ・ 贈与年の合計所得金額が2,000万円以下 ・ 日本に住所があること （日本に住所がない場合でも、一定の場合には適用可）
贈与財産	次の用途に充てるための資金 ・ 新築住宅の取得 ・ 一定の中古住宅の取得 ・ 一定の増改築等
居住時期	贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること、または、遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること
住宅	日本国内にある家屋であること 家屋の床面積が50㎡以上240㎡以下であること（※2）

（※1）2022年3月31日以前の贈与については20歳

（※2）贈与年の受贈者の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、40㎡以上240㎡以下

3 非課税限度額

非課税限度額は、「契約日」と「消費税率10%が適用されるかどうか」により、次のとおり区分されます。

契約日	消費税率10%が適用される場合		左記以外の場合(※)	
	省エネ・耐震・バリアフリー住宅	一般住宅	省エネ・耐震・バリアフリー住宅	一般住宅
～2015年	-	-	1,500万円	1,000万円
2016年1月～2019年3月	-	-	1,200万円	700万円
2019年4月～2020年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
2020年4月～2021年12月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
2022年1月～2026年12月	1,000万円	500万円	-	-

※ 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得等した場合のほか、個人間売買により中古住宅を取得等した場合

4 申告

この非課税制度の適用を受ける場合には、税額がゼロでも、贈与を受けた年の翌年3月15日までに一定の書類を添付して贈与税の申告をすることが必要です。

5 生前贈与加算との関係

この非課税制度により非課税とされた贈与金額は、たとえ相続開始前3年以内の贈与であっても、生前贈与加算の対象とはなりません。

6 他の控除額との併用

この非課税制度は、暦年課税の基礎控除額(110万円)、または相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)及び基礎控除110万円と併用できます。よって、暦年課税の場合には、最高1,110万円まで、相続時精算課税制度の場合には、最高3,610万円までの贈与について贈与税をゼロとすることができます。

配偶者から住宅(取得資金)の贈与を受けた場合の配偶者控除

POINT

婚姻期間20年以上の配偶者から、自宅等の贈与を受けた場合に、贈与税の課税価格から2,000万円を控除する制度です。贈与金額2,000万円までは贈与税が非課税で贈与できます。

1 概要

配偶者からの住宅(または住宅取得資金)の贈与について、課税価格から2,000万円(基礎控除110万円と合計すると、2,110万円)を控除できる制度です。

2 適用要件等

主な適用要件等は次のとおりです。

婚姻期間	20年以上
贈与財産	国内の居住用不動産または居住用不動産の購入資金
居住時期	贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に居住し、かつ、その後も引き続き居住する見込みであること
申告	税額がゼロでも贈与税申告が必要
生前贈与加算(※)	この規定により控除された金額は、生前贈与加算(※)の対象外
その他	同じ配偶者からの贈与について過去にこの規定の適用を受けていないこと

※相続開始前7年以内の贈与財産について贈与時の価額で相続税の課税価格に加算する制度。

3 特例の計算 ケーススタディー

例：夫が自宅の土地・建物の持分3分の1を妻に贈与した場合(同じ年に他の贈与なし)
贈与した金額から、配偶者控除2,000万円を控除し、さらに基礎控除110万円を差引いた
残額に贈与税の税率を適用して、贈与税を計算します。



- ① 贈与額：(6,000万円+1,200万円)×持分1/3=2,400万円
- ② 課税財産額：2,400万円-2,000万円(配偶者控除)-110万円(基礎控除)=290万円
- ③ 贈与税額：290万円×15%-10万円=33.5万円 P.334

4 留意点

不動産を贈与する場合、不動産取得税、登録免許税等の移転コストが相続の場合よりも多くかかります。それらを考慮したうえで贈与するかどうかを決めることが大切です。